

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260530001	25年9月30日	25年11月1日	26年5月30日	酒類に使用を認める添加物の認可の促進	先進工業諸国で一般的に認められている食品添加物( )を速やかに認可すべきである。( 硫酸銅(加工剤)、フェロシアン化カリウム(加工剤)、アルギン酸カルシウム(加工剤)、アルギン酸カリウム(加工剤)、カゼイン塩カリウム(加工剤)、生物源酢塩カリウム(添加剤)、二炭酸ジメチル(加工剤)、メタ亜硫酸(添加剤)、酒石酸(酸化剤)は、未指定と理解)	民間団体	内閣府厚生労働省	食品添加物は、食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が指定したもののみ使用が認められています。また、規格基準が設定されている食品添加物は、その規格基準に適合する必要があります。 加えて、食品添加物の指定や規格基準の改正に当たっては、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会による食品健康影響評価を行う必要があります。 なお、[提案理由]に挙げられた添加物について、名称のみをもとに判断することは困難ですが、少なくともアルギン酸カルシウム、アルギン酸カリウム、酒石酸(L-酒石酸及びDL-酒石酸に限る。)については、酒類に対する使用が認められています。	食品衛生法第10条 食品衛生法第11条 食品安全基本法第24条	現行制度下で対応可能	食品添加物の指定や規格基準の改正については、諸外国と同様に、要請者から提出される毒性試験等の資料を踏まえて安全性を確認する必要があります。事業者から当該資料を添えて要請がなされれば、指定等に向けた手続きを行うことになります。 なお、審議内容や手続きの流れについては、厚生労働省及び食品安全委員会のホームページに公表されています。
260530124	25年11月18日	26年1月10日	26年3月31日	緊急車両の優先的給付	[提案の具体的内容]インフラ復興・被災者支援等の緊急車両への優先的な給油を図る施策を実施すべきである。 [提案理由]大震災時における緊急車両の通行に関しては、災害対策基本法に定められている。しかしながら、給油が受けられず、実際には運行できない可能性があるため。	(公社)関西経済連合会	内閣府 警察庁 総務省 経済産業省	経済産業省は東日本大震災での教訓を踏まえ、災害時に営業に支障のない範囲で緊急車両に対する優先給油を行う災害対応型中核給油所(中核SS)を、自家発電設備等の導入の補助事業を通じて、全国約1,700カ所で整備を進めているところです。また中核SSは石油の備蓄の確保に関する法律における届出の対象になっています。	石油の備蓄の確保等に関する法律第27条	現行制度下で対応可能	中核SSについては、地元都道府県庁の推薦等を必要とする仕組みにより整備を進めることで、国単独ではな地方自治体と連携して災害時の燃料の安定供給体制を構築しております。また中核SSにおける優先給油の対象は、パトカー・消防車・救急車等、赤色灯を点灯し、サイレンを鳴らしながら走行する車両や都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付する緊急通行車両確認標章を掲げている緊急通行車両等を想定しています。
260711015	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	災害発生時、通行規制区域への侵入許可について	(1)提案内容 CVSなどの配達車両について、緊急通行車両として指定(通行規制区域内での通行許可)していたきたい。 「通行許可証」を事前に交付していただきたい。 (2)提案理由 CVS店舗は被災地域の重要な物資供給拠点であり、そこへ商品供給する配達車を緊急通行車両として指定願いたい。 また、大規模災害時には各行政官庁も混乱する中、所定の交付手続きを経て「通行許可」を交付することは困難であると想定されるため、事前の交付についてご検討願いたい。 CVSが社会インフラ化している中、被災地への迅速な物資供給を可能とする制度・支援などについてご検討願いたい。	一般社団法人日本フロンティアシステムズチェーン協会	内閣府 警察庁 総務省	都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両においては、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であることを確認した場合は、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第4条に定める様式の標章及び証明書を交付しています。 標章を提示し証明書を備え付けている緊急通行車両は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行っている道路の区間を通行することができます。 また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、緊急通行車両の事前届出制度等についても定めています。	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行規則第6条	:現行制度下で対応可能 :対応不可	緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「指定公共機関等」という。)が保有する車両のほか、指定公共機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれており、生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定公共機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなります。したがって、都道府県公安委員会(警察)において、指定公共機関等との契約等の内容を精査する書類等を確認の上、緊急通行車両確認標章(以下「標章」という。)を交付しています。 災害時の交通規制では、標章の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行いました。 仮に標章を事前交付した場合、災害発生後、事前届出を行った全ての車両が使用されることは限らないため、緊急通行車両の正確な台数が把握できなく、緊急交通路の交通容量等を踏まえた適切な交通規制が行えず、人命救助の災害応急対策に支障が生じることとなるため、標章を事前に交付することはできません。 指定公共機関等との契約等に基づき、災害発生時に民間事業者が使用する車両については、緊急通行車両の事前届出制度の対象となりますので、事前届出を行っていただければ、災害発生時により迅速に標章を交付することができます。
260919001	26年5月16日	26年7月3日	26年9月19日	子どもを持つ女性の活躍を促進するための環境整備について(ベビースターや家事代行サービス、介護サービス等に外国人材の活用を)	少子高齢化による国内の労働人口が急激に縮小する中、女性の潜在力を引き出し、活躍の場を提供することが喫緊の課題である。保育所入所待機児童数は4万6千人(厚生労働発表資料、2012年10月)、母子世帯76万人(総務省統計、2010年)、65歳以上の要介護認定者数は489万6千人(内閣府「平成24年度高齢社会白書」という状況である。一方、家政婦就業者数は2万5千人(独立行政法人労働政策研究・研修機構、2010年統計)、ベビースター数は1万7千人(公益社団法人全国家政サービス協会「平成24年度実態調査報告書」)、介護福祉士は118万人(厚生労働省、2013年9月末現在)という状況であり、子どもや介護を必要とする高齢の親を持つ女性等の働(環境が整っていない)という現状である。 法令及びその運用上、日本人は国内において外国人材を活用したベビースターや家事代行サービス、介護サービス等を受け入れることができないが、一部の企業の外国人材(在留資格「投資・経営」または「法律・会計」をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者)や駐日大使館職員等(「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者又はこれに準ずる地位の者)(日本地位協定に基づき(少在以上の階級にある者等))、また「高度人材外国人」として認定された者はその他の雇用主としての各要件を満たす場合には、「家事使用人」として外国人を雇用することができる(法務省告示第131号「出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。」に掲げる活動を定める件。法務省告示第126号「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。」に掲げる活動を定める件。))。そこで、日本人家庭においてもベビースターや家事代行サービス、介護サービス等に外国人材を活用することが可能になれば、女性の就業促進に繋がると考える。	一般社団法人日本フロンティアシステムズチェーン協会	内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省	「外交」、「公用」、「投資・経営」、「法律・会計業務」又は「特定活動(高度外国人材)」の在留資格をもって本邦に在留する一定の者の個人的な使用人として雇用され、所定の条件を満たした者については、家事使用人として「特定活動」の在留資格をもって本邦に在留することができます。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第20条、第21条及び別表第一の二及び第五の表、平成22年法務省告示第131号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。」に掲げる活動を定める件、第1号及び第2号、平成24年法務省告示第126号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。」に掲げる活動を定める件、第1条並びに第2条へ及び	検討中	女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区において試行的に、地方自治体による一定の管理体制の下、日本人の家事支援を目的とする場合も含め、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の国内入国が可能となるよう、検討を進め、速やかに所要の措置を講じます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ;規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ;当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
260919002	26年5月9日	26年7月3日	26年9月19日	外国企業による対日投資の促進等について	会社設立に必須の登記所への設立登記等、税務署への法人設立届出書等、年金事務所への健康保険・厚生年金保険等、公共職業安定所への雇用保険等、労働基準監督署への労働保険関係成立届等の申請窓口を一括すること。	日本商工会議所	内閣府 法務省 財務省 厚生労働省	<p>会社を設立するに当たり必要となる諸官庁への開業手続は次のとおりです。</p> <p>会社(法人)の設立の登記は、会社を代表すべき者が、本店の所在地を管轄する登記所(法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所)に申請することとされており、登記所における事務は、登記官が取り扱うこととされています。</p> <p>法人が設立時に納税地の所管税務署長(税務署)へ提出する主な届出書等には、以下のようなものがあります。</p> <p>法人税・法人設立届出書(法人税法148条1項、同施行規則63条)                  消費税・消費税の新設法人に該当する旨の届出書(消費税法57条2項、同施行規則26条5項)                  法人設立届出書(新設法人に該当する旨の記載がある場合は提出不要)                  源泉所得税・給与支払事務所の開設・移転・廃止届出書(所得税法230条、同施行規則99条)</p> <p>ただし、上記の各種届出書は、事業開始のための要件には当たらないため、法人設立と同時に届出を要するものではありません(例えば、法人設立届出書の提出期限は設立の日以後2か月以内となっております。)、また、郵送やe-Taxによる提出も可能です。</p> <p>厚生年金保険及び健康保険の新規適用届について、会社を設立し、厚生年金保険及び健康保険の適用要件を満たした事業所の事業主は、5日以内に日本年金機構(年金事務所)又は健康保険組合に届書を提出することとされています。</p> <p>雇用保険適用事業所設置届について、労働者を雇用する事業を開始した事業主は、その事業を開始した日の翌日から10日以内に公共職業安定所に届け出る必要があります。</p> <p>また、雇用保険被保険者資格取得届については、労働者を雇出した日の属する月の翌月10日までに公共職業安定所に届け出る必要があります。</p> <p>労働保険関係成立届について、労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に労働基準監督署または公共職業安定所に届け出る必要があります。</p>	<p>・商業登記法(昭和38年法律第125号)第1条の3、第4条、第47条                  ・法人税法148条1項、同施行規則63条                  ・消費税法57条2項、同施行規則26条5項                  ・所得税法230条、同施行規則99条                  ・厚生年金保険法第6条、第98条、同法施行規則第13条                  ・健康保険法第3条第3項、第197条、同法施行規則第19条                  ・雇用保険法第7条、同法施行規則第6条、第141条                  ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項、同法施行規則第4条第2項</p>	<p>検討に着手</p>	<p>・国家戦略特区において、外国人を含めた起業・開業を促進するため、区域会議等が、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「ワンストップセンター」を速やかに設立し、関連する相談業務や、外国人が日本で生活する際に必要な各種手続きの支援を総合的にを行います。</p> <p>・また、上記各種申請において、申請者自らが申請を行うことが可能である旨を周知するとともに、その際の申請方法をマニュアルや広報資料を通じてPRするなど、所要の措置を速やかに講じます。</p>	